

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年 10 月 12 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200101号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200052号

第1 結論

請求者のA社B支店における平成18年6月21日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成18年6月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年6月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月

平成18年4月から、A社B支店に勤務した。同年6月に、同期入社の人たちと共に、私自身も賞与を支給されたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社B支店が加入していたC健康保険組合から提出された請求者に係る「被保険者記録照会」により、請求者は、請求期間において同社から25万円の賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、A社B支店の同僚から提出された「平成18年6月賞与支給明細書」により、当該同僚は、C健康保険組合の「被保険者記録照会」に記録されたとおりの賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、25万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

また、請求期間の賞与支払日については、C健康保険組合の「被保険者記録照会」において確認できる賞与支払年月日から、平成18年6月21日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 18 年 6 月 21 日の請求者の賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。